

吉野川市監査委員公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、平成25年度定期監査結果に対する見解及び今後の対応等について(通知)を別紙の通り公表する。

平成26年2月27日

吉野川市監査委員 阿 部 徳 男

吉野川市監査委員 工 藤 俊 夫

吉総第463号
平成26年2月4日

吉野川市監査委員 阿 部 徳 男 様
吉野川市監査委員 工 藤 俊 夫 様

吉野川市長 川 真 田 哲 哉

平成25年度定期監査結果に対する見解及び今後の対応等について(通知)

平成25年11月27日付け吉監査第36号で報告のありましたこの件について、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

平成25年度定期監査結果に対する見解及び今後の対応について

部署名	指摘事項	見解及び今後の対応
税務課	未収金の回収の努力は認められるが、収納率の向上に向けて引き続き努力する必要がある。	<p>未収金の削減に向けて、毎月末日の日曜日には納税相談日を設け、平日に来庁できない納税者に対しまして納税相談を実施しています。</p> <p>また、文書催告による差押え予告の発送や電話による納税勧奨を行い、差押えを前提とした納税相談を実施し、預金等の財産調査を行い、差押えを実施しています。</p> <p>このような滞納処分を拡大することにより、収納率の向上が図れると考え、特に強化していきます。</p> <p>また、口座振替制度の更なる推進や徳島滞納整理機構及び徳島県とも連携強化を図り、厳正かつ組織的な滞納整理を行い、公平性の確保と滞納額の縮減に取り組みます。</p>
国保年金課	未収金の削減向上は見られるが、さらに努力する必要がある。	<p>文書催告、納税相談等で早期の滞納解消を目指し、その後も短期被保険者証等の発行、財産の差押えにより対応し、徳島滞納整理機構への移管や口座振替の推奨も引き続き実施します。</p> <p>滞納は許さない強い意志を示しながら、法令を遵守し、徴収業務にあたります。</p>
都市計画住宅課	住宅使用料の未収金の回収は、新たな取り組み等により、その成果が認められるが、さらに努力する必要がある。	<p>市営住宅家賃滞納事務処理要綱に基づき、督促・催告状の送付や納付相談・戸別訪問等の納付督促により、納付の履行を促すとともに、悪質な高額滞納者には招致通知書の送付及び明け渡し請求を実施して、改善が見込めない悪質滞納者には法的措置を視野に入れて取り組み、滞納の解消に努めます。</p>
子育て支援課	保育料の未収金の回収について、努力の跡は認められるが、さらに未収金回収に向けて、努力する必要がある。	<p>保育所使用料の納期限は月末で、毎月銀行等の口座振替で収納しています。</p> <p>残高不足等で口座振替できなかった場合は、保育所を通じて納付書を保護者に渡し、それでも未納の場合は、保育所を通じて督促状を保護者に渡しています。子どもを預かる保育士が督促状を保護者に直接手渡しすることで、収納につながる事例が多くなっています。</p> <p>滞納者については、電話連絡及び家庭訪問などを行い、生活状況や経済状況を聞き取り、分納計画の相談等により徴収に努めています。</p> <p>また、一人ひとりの未収金額が多額にならないよう、滞納者と分納誓約書を結び、子どもに対する手当（児童手当・児童扶養手当等）支給月にまとめて徴収しています。</p> <p>なお、前述の滞納対策を実施しても、保育所使用料を納付しない場合は、地方税法に基づく滞納処分の例により処理を実施しています。</p> <p>今後も、現在の滞納対策をさらに強化（夜間の窓口徴収等）し、保育所使用料未収金の解消を図っていきます。</p>
福祉総務課	未収金の回収に向けて、なお一層努力する必要がある。	<p>滞納世帯23世帯のうち、14世帯が生活保護廃止世帯であり、死亡や転出をしているうえ、世帯主やその親族にも連絡できない世帯もあります。訪問や連絡ができて多くの生活保護廃止（脱却）世帯は、すぐに返納ができるほどの収入を得るといったことはほとんどなく、課税資料等を確認しても最低生活費を若干上回る程度の収入であるのが生活保護廃止世帯の現状です。</p> <p>また、生活保護廃止後は、担当者が訪問し生活状況を確認して返済計画等の相談を行っていますが、訪問時不在世帯が多く、督促状や催告書だけの通知になることが多くなっています。</p> <p>なお、今後の取り組みと対応策については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受給中の世帯については、返納義務を再度説明するとともに返納計画等の見直しを行い、未収金の回収に努める。

平成25年度定期監査結果に対する見解及び今後の対応について

部署名	指摘事項	見解及び今後の対応
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止世帯については、住所地を確認後、世帯の状況や生活状況を把握し、定期訪問を行いながら返納義務の説明や未収金の回収に努める。 ・ 訪問や収入申告の受理、または世帯の収入状況を常に確認することを心がけ、生活保護受給者の権利を損なうことなく回収状況を把握し、未収金や返納の対象となりうる保護費の支給がなくなるように努める。 ・ 返納金が発生した場合は、回収に対して迅速な対応を行う。 <p>など、なお一層の未収金の回収に努めます。</p>
介護保険課	未収金の解消に向けて、なお一層努力する必要がある。	<p>現在行っている介護保険料未収金対策は、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険料納付相談訪問 <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に、市発足後初めての本格的な全未納者への個別訪問を実施したのをかわきりに、以降年2回（5月、11月）定期的に未納者の保険料納付相談を行っている。給付制限について説明し納付を促すとともに、経済的事情で納付困難な世帯については分納の相談に応じている。 5月実施分については、出納整理期間でもあり、現年度分の未納者を中心に実施し、11月実施分については、過年度分の未納者を中心に実施している。 2. 督促状・催告書の送付 <ul style="list-style-type: none"> 督促状 各期 催告書 年1回 平成24年度から、催告書通知者全員に介護保険料納付相談と給付制限のお知らせを配布し、介護保険制度等の周知を図り、未収金の減少に努めている。 3. 外出困難世帯への集金 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者単身世帯、歩行困難者等には、要望により定期的に集金に訪問している。また、金融機関口座からの振替を奨励し対応している。 4. 要介護認定時の保険料収納状況チェック <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度からは、要介護認定時に保険料の収納状況をチェックし、新たな保険証の発行時に未納分の納付書を同封し納付を促す。特に、新規申請の者については、未納があれば給付制限について説明をし、給付制限規則に則り、滞納額の半額の納付プラス今後の分納の約束を必須条件としている。 給付費の増加が著しい中、財源である保険料の確保は必須の要件であります。長引く景気低迷を反映して未収金は増加していますが、相互扶助の考えに基づくものであることを周知し、保険料の収納には力を注いでいるところであります。 特別徴収（年金天引）から何らかの事情で普通徴収（納付書等による納付）に切り替わった方や、新規被保険者が、それと気づかず未納となっている場合が多いので、滞納常習者となる前に少額未納であっても見逃さず対応していきます。 また、未納未収金等については、市全体で考え関係課等と協議し、情報の共有化、事務の効率化を図っていくよう努めていきます。
人権課	未収金の回収に向けて、なお一層努力する必要がある。	<p>分納償還者には、継続的な償還の催告及び償還金額の見直し（増額）を随時指導します。</p> <p>長期的な滞納者には、積極的に訪問し償還の催促、分納償還により実質的な返済計画を立てることにより償還を促し、償還義務の意識付けのためにも「同意書」の提出を促します。</p> <p>悪質な滞納者に対しては、顧問弁護士とも協議しながら、法的措置を検討します。</p>

平成25年度定期監査結果に対する見解及び今後の対応について

部署名	指摘事項	見解及び今後の対応
環境企画課	環境審議会のあり方について、十分検討する必要がある。	吉野川市環境保全条例の環境保全審議会の役割は、空き地の管理基準、開発行為の基準等を定める場合に諮問する機関であり、環境基本法の規定による「環境審議会」との整合性を図る必要があるため、吉野川市環境基本条例の制定に向けて検討します。
建設課	各種契約にあたっては事前に十分精査し、変更契約を極力減らすよう努力する必要がある。	各種発注（委託・工事）にあたって、従来よりもなお一層関係機関、関係者との協議、また、現地等の精査を十分行い、変更契約件数の減少に努める。
下水道課	下水道の接続率の向上にさらに努力する必要がある。	次の対策を基本に、下水道の接続率の向上に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 吉野川市の全未接続世帯を対象に、夜間訪問を含めたきめ細やかな訪問活動を実施するとともに、個別に早期接続通知を送付し下水道への接続を促します。 ・ 下水道への接続意欲の向上を図るため、水洗便所等改造奨励金の支給範囲拡大を検討します。 ・ 広報よしのがわ、市ホームページ等を活用し、早期接続を促し、「下水道の日」の街頭啓発をはじめ、各種イベントを通じ下水道の接続促進を図ります。 ・ 地元工事説明会に際して、各種助成制度の周知徹底を図り、早期接続を促します。
防災対策課	消防団に設置の備品も含め、備品の管理を徹底する必要がある。	現状、消防団配備備品の把握ができていないため、早期に各消防団配備備品の確認作業を実施し、台帳整備を行うなど、備品管理の徹底を図ります。